

【17用 語】

【送り一札…おくりいっさつ】人別送り手形のこと。縁組みな

どで転居する際に、居村の村役人が発行した送籍証文

【媒…なかだち】「仲立」とも書く。仲人、媒酌人

【然上者…しかるうえは】そのうえは、そうなったからには

【宿方…しゆくかた・しゆくがた】宿場またはその関係者

【人別帳面…にんべつちようめん】「人別帳」のこと。人別改

めによつて作成された帳簿

【17解 説】

「村送り状」とは、庶民が縁組み・奉公・引越など住居を移す際に、居村（転出元）の村役人から転出先の村役人に宛てて出された送籍証文のことで、送り一札（手形）とか人別送り状ともいう。送り状には本人の名前・年齢・続柄・転出理由などが記され、キリシタンでないことを証明した寺送り状（寺請け証文）を添えて出されることもあった。

本文書は幕末の慶応二年（一八六六）二月、駒形宿（現、前橋市）の娘（まさ）が片貝町の三造を媒酌人として天川原村百姓の弟（与四郎）の所へ嫁いだ際に、駒形宿の名主が天川原村の名主宛に発行した村送り状である。この縁組みによつて女子「まさ」は駒形宿の人別帳から除籍とするので、あらためて天川原村の人別帳に書き加えてほしいという内容である。一方、これを受け取った相手側の村役人は、転出元に対して人別帳に登載した旨を知らせる引取り状（落着証文）を発行するのが一般的であった。